驛家一生

多賀城市文化財調査報告書　第39集

山王遺跡—第17次調査—出土の漆紙文書

多賀城市教育委員会

序　文

昭和五十三年、全国で初めて多賀城跡から〝漆紙文書〟が発見されました。木簡に次ぐ古代史上の大発見として反響を呼んでから二十年、現在では一〇〇近い遺跡から検出されており、律令国家の実像を知る上で無くてはならない資料となっております。

さて、本書は山王遺跡第十七次調査で出土した漆紙文書の解読結果について報告するものであります。五点の文書のうち内容のわかるものはすべて奈良時代に属し、中でも三号文書は駅家経営の実態を初めて明らかにしたものとして、平成六年二月の発表時には、あらゆる紙面の全国版を飾るという、大きな評価を得ました。

山王遺跡ではこれまで国守館をはじめとする高級官人の邸宅や道路、祭祀遺構、万燈会の跡など、古代都市多賀城の要素を考える上で極めて貴重な発見が相次いでおります。今回の漆紙文書はこうした整備された都市の前段階、多賀城創建期の様子を探る上での大きな手がかりになるものであり、ひいては多賀城以前の国府の解明にまでつながりうる内容を持つものであります。本書が多賀城及び古代史解明に大きく寄与することを願ってやみません。

最後になりましたが、本書の作成はひとえに国立歴史民俗博物館教授平川南氏のご尽力によるものであり、ここに改めて深く感謝の意を表します。また、ご指導・ご協力を頂いた関係各位に対して厚く御礼を申し上げます。

平成七年三月

多賀城市教育委員会
教育長　櫻井茂男

例言

一、本書は多賀城市埋蔵文化財調査センターが平成四年度に実施した山王遺跡第十七次調査出土の漆紙文書についての調査概報である。

二、第十七次調査の本報告書は平成八年度に刊行予定であるが、資料の性格上取り急ぎ概報として報告するものである。

三、文書の番号は山王遺跡における一連番号である。

四、本書に掲載した正倉院文書は、宮内庁正倉院事務所の許可を得て国立歴史民俗博物館所蔵の複製を写真撮影して使用したものである。

五、本書の編集に際して、次の方々から写真の提供ならびに協力を得た。記して謝意を表するものである（敬称略）。

東北歴史資料館
宮城県多賀城跡調査研究所
東北大学文学部考古学研究室
宮内庁正倉院事務所
国立歴史民俗博物館
石岡市教育委員会

桑原滋郎（宮城県教育庁文化財保護課長）
進藤秋輝（宮城県多賀城跡調査研究所長）
丹羽　茂（同　調査第一科長）
須藤　隆（東北大学文学部教授）
鈴木拓也（東北大学大学院）
永嶋正春（国立歴史民俗博物館助教授）
平石　充（国学院大学大学院）

六、本書の執筆は一を千葉孝弥、二・三を平川南氏（国立歴史民俗博物館教授）、鐘江宏之氏・古尾谷知浩氏（東京大学大学院）が行い、編集は滝川ちかこが行った。

目次

序文
例言
一、山王遺跡の概要と漆紙文書の出土状況……1
二、出土した漆紙文書について……9
三、陸奥国における戸籍・計帳の書式をめぐって……27

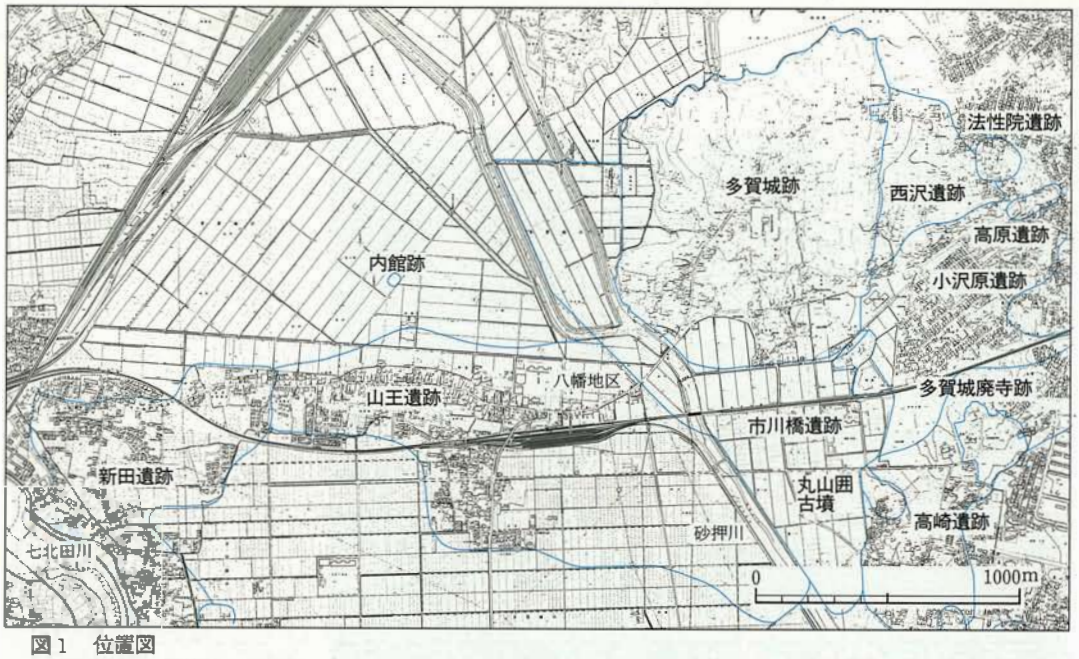

図1　位置図

山王遺跡の立地する微高地の形成はおそくとも古墳時代前期（4世紀後半）にさかのぼり、さらに古くなる可能性がある。古代の地形は微高地と低湿地が入り組み、現在よりも複雑だったらしい。

一、山王遺跡の概要と漆紙文書の出土状況

山王遺跡の位置と地理的環境

山王遺跡は仙台市の中心部から北東約十kmに、多賀城跡の南西に展開している。本遺跡のある多賀城市西部は、地理的にいうと仙台平野の北東端部にあたり、仙台市東部から続く広い沖積地の一部を占めている。そのうち、JR東北本線岩切駅から多賀城跡にかけての県道泉・塩釜線沿いの地域は、東西に長い微高地で、本遺跡はその東半部に立地している。なお、この微高地は、七北田川や多賀城跡の西側に接するように南流する砂押川の沖積作用によって形成された自然堤防と考えられている。[1] 標高はおおよそ五～六mである。その北側は丘陵部に囲まれた広い範囲が低湿地となっており、南側は微高地と低湿地が複雑に分布している。

山王遺跡における考古学的調査成果

多賀城は奈良・平安時代に陸奥国府が置かれ、奈良時代には鎮守府も併置された律令政府による東北地方経営の一大拠点であった。昭和三十八年から始められた発掘調査によって政庁の存在が確認され、さらに外郭線は土塁ではなく築地であることが明らかにされた。この結果は、従来の蝦夷に対する軍事拠点的なイメージを一変させることとなった。継続的な調査によって政庁の変遷、外郭線の構造、各官衙ブロックの様子が判明し、今日多賀城は行政的な官衙の一形態として位置づけられている。一方、近年多賀城跡の周辺にある山王・市川橋・高崎・新田遺跡からも多くの成果がもたらされている。

山王遺跡は多賀城跡の南から南西にかけて広がる大規模な複合遺跡である。主に宅地造成に対処する形で昭和五十四年から多賀城市教育委員会が継続的に事前調査を実施してきた。その後、仙台湾高規格幹線道路の一部分である仙塩道路が多賀城跡の西側すなわち本遺跡の東部を通過することになり、八幡地区にはインターチェンジが建設されることにな

図2　山王遺跡航空写真
八幡地区上空から東方を望む。図版中央の低丘陵が多賀城跡であり、その前面の水田の下には多賀城を支えた人々の遺跡が眠っている。仙塩道路関連の調査を本格的に開始した平成元年春の風景である。

った。幅二十数mの路線敷及び四三、〇〇〇㎡におよぶ広大なインターチェンジ予定地を対象とした調査は、昭和六十三年度から宮城県教育委員会が着手し、平成元年度からは多賀城市教育委員会も加わり、現在は両者によって進められている。また、この道路建設に関連して都市計画道路岩切・玉川線が建設されることになり、それに係る調査が平成四年から宮城県教育委員会によって実施されている。これらの広範囲にわたる調査によって、山王遺跡八幡地区では弥生時代から江戸時代にわたる数多くの遺構・遺物が発見され、時代ごとの様子がおおよそ明らかになってきている。以下、八幡地区における成果を中心に本遺跡の古代の概要を述べる。

八幡地区の調査以前、山王遺跡では七・八世紀の様子はほとんど知られておらず、砂押川の河床や館前遺跡周辺の低湿地から土器が少量発見されていた程度であった。ところが、同地区の調査で七世紀から八世紀にかけての遺構が数多く発見され、多賀城創建前後の様子について手がかりをつかむことができた。同地区のうち、砂押川と名古曽川の合流点に近い地点では河川とその縁辺から竪穴住居、井戸、材木塀などが発見されており、その広がりは砂押川右岸の東西一五〇m以上、南北一〇〇m以上におよんでいる。竪穴住居は一〇〇棟以上が複雑に重複した状態で確認されており、度々建て替えられたことを示している。河川からは土器や木製品などが多量に出土している。大部分は食器や生業の道具類であり、河川の周辺に居住していた人々の生活を彷彿させるものである。一方、仏器である黒漆塗り柄香炉、まじないの道具である斎串、占いに使用する卜骨が出土している。柄香炉は、共伴した土器から七世紀前半のものと考えられる。この頃すでに仏教文化が東北地方へ波及していたことを示す資料として貴重である。また、斎串や卜骨の出土は、呪術や占いに依ることが多かった当時の生活を窺わせるものである。この河川や竪穴住居群の南側には、七世紀末から八世紀にかけての区画溝およびそれと方向を同じくする掘立柱建物がある。この建物は、桁行五間（一一・三三m）、梁行三間（八・五三m）と大規模である。この区画溝及び建物と同時期の遺構の広がりについては明らかでない。これら七世紀の遺

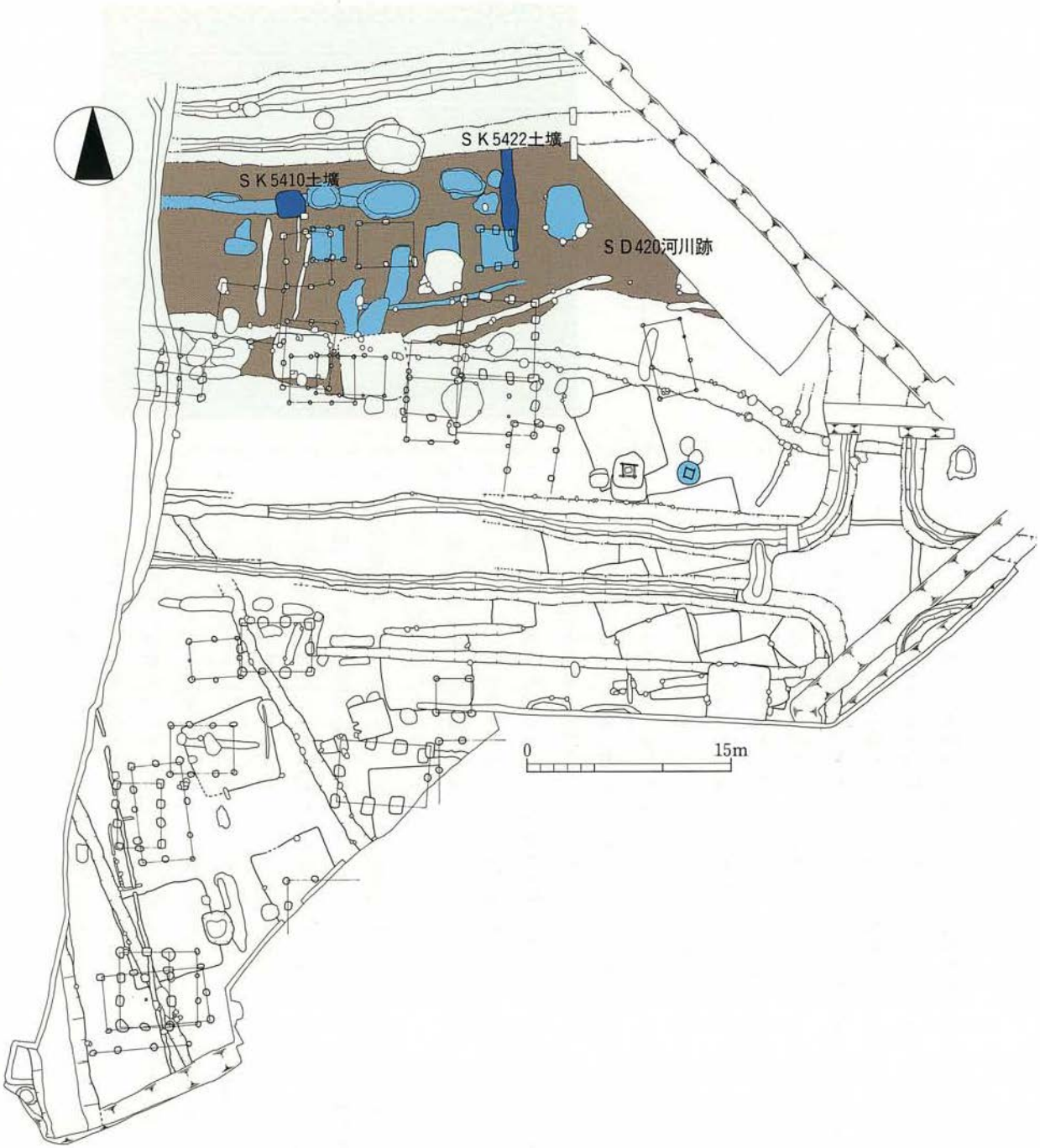

図３　八幡地区遺構配置図

この調査区では古墳時代から中世に至る遺構が重複して発見されている。図版上半部の色を塗ったものが奈良時代の遺構であり、河川は灰色、その下層から発見された建物や土壙は青色で示した。

図4　1号文書　百済王一族は朝鮮半島に栄えた百済国の王族の子孫であり当時の中央政界で大きな勢力を有していた。敬福をはじめ数多くの人物が陸奥・出羽の国司や鎮守府の高官に任ぜられている。左は見取図。

構の年代や変遷については今後なお検討が必要であるが、少なくともこの地区に、多賀城創建以前に集落が形成されていたことが明らかになった。

奈良時代の遺構についてもこれまでの調査ではほとんど発見されていなかったが、八幡地区において初めてまとまりのある遺構を検出した。古墳時代の河川は次第に規模を減じながらまだ浅いくぼみとして残っており、その周辺から掘立柱建物、井戸、土壙、溝が発見されている。竪穴住居も本地区の東半部から点々と発見されている。ここで注目すべきは、漆塗りの作業にかかわる遺物が数多く出土していることである。日々の作業を記した木簡、「フタ紙（漆紙文書）」、漉し布、パレットに転用された土師器や須恵器の杯・蓋、漆の精製容器として使用された須恵器の甕が八幡地区東半部から集中して発見されており、付近に漆工房が存在したのであろう。

漆紙文書は第十次調査で二点出土している。一号文書は、一次文書が天平五年または同十二年のいずれかと考えられる戸口損益帳草案、二次文書が百済王敬福（くだらのこにきしきょうふく）の名前が見える文書である。敬福というと、東大寺廬舎那仏造営の際、陸奥守として黄金九百両を貢献し、国家的大慶事と称賛されたことで知られている。二号文書は、天平宝字七年の具注暦（ぐちゅうれき）である。(2)

平安時代になると遺構は著しく増加する。多賀城内においても同様の傾向が指摘されており、多賀城全体が最も活発に機能した時代ということができる。この時期の最大の変化は多賀城南面に方格地割りが形成されたことである。南北と東西の大路をそれぞれ基準線とし、それらとほぼ方向の一致する小路によって区画された地割りは、南北大路から西へ一、一〇〇m、東西大路から北へ五五〇m、南へ三三〇mの範囲におよんでいる。この区画の中は基本的に宅地である。東西大路に面した区画からは九世紀中葉の国司クラスの邸宅や十世紀前葉の陸奥守の館（たち）が発見されており、高級な陶磁器が数多く出土している。それに対し、東西大路から離れるにしたがい小規模な建物が多くなる傾向がある。このことは、大路近くには上級官人が住み、離れた場所には中・下級官人が住んでいた可能性を示唆している。さらに、水田は方格地割り外の低湿地部分にみられるというように居住域と

図6　3号文書出土状況

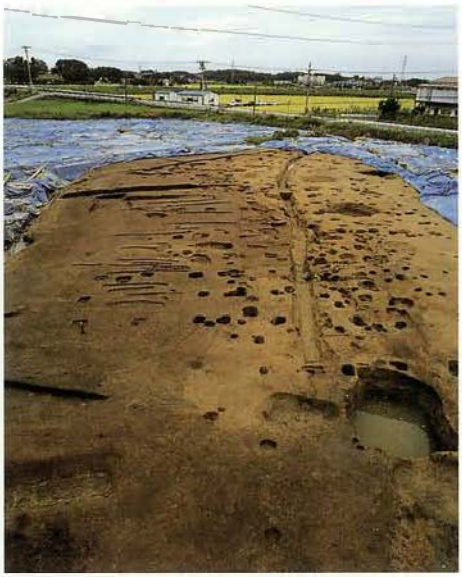

図5　SD420河川跡
図版左の黒くみえるのが河川の堆積土である。

生産域とは明確に区別されている。このような方格地割りが東辺の地方官衙多賀城にともなって形成された意義は大きい。時期については検討の余地を残しているものの、遅くとも九世紀後半とみられる。古代地方都市の成立を考える上できわめて重要な発見であろう。

漆紙文書の出土状況

第十七次調査において漆紙文書は五点出土した。調査区北端部には古墳時代以来の河川が東西方向にのびており、その周辺の地形は河川に向かってわずかに傾斜している。漆紙文書は河川の堆積土と、その下層にある二基の土壙から発見されたものである。以下、それらの出土状態について概要を述べる。

三号文書はSD四二〇河川跡の堆積土第一層から出土した。この河川は幅約一五～三〇mであり、深さは確認面から約〇・三mである。堆積土第一層からは多数の土器が破片の状態で出土しており、本文書はそれらの土器とともに自然に埋没した状況で発見された。SD四二〇は、二号文書（天平宝字七年＝七六三年の具注暦）が出土したSD一八〇溝跡を覆っていることが確認されていることから、八世紀中頃以降とすることができる。

四号文書は土師器杯の内面に付着した状態でSK五四二土壙から出土した。この土壙は、平面が長辺七・七m、短辺〇・八～一・三mの長方形である。土壙の底面には厚く砂質土（第三層）が堆積しており、その上に粘質土（第二層）が堆積している。本文書は第二層から内外面に黒漆を施した皿の破片とともに出土したものである。土器の年代については後述するが、おおよそ多賀城創建期に相当すると考えられるものである。

五・六・七号文書はSK五四一〇土壙から出土したものである。この土壙は南北一・九五m、東西一・九〇～二・二五mとほぼ方形であり、深さは約〇・三mである。五・六・七号文書は、炭化物を多く含む第三層中に漆が付着した麻布とともに散在していた。本土壙の年代は、八世紀中頃以降とみられるSD四二〇に覆われていること、また第一層からは白鳥良一氏が示した多賀城跡出土土器の分類[3]の内、A群土器が発見されていることから

図7　SK5410土壙調査風景
土層観察用の畦を残して土壙の堆積土を掘り上げているところ。6・7号文書は中央に見える板状の凝灰岩の下から、5号文書は畦の中（スプレー容器のやや下）から出土した。畦の手前には漆が付着した麻布も見える。

図8　5号文書出土状況

おおよそ八世紀前半から中頃と考えておきたい。

四号文書が付着した土師器について

この土師器杯は、ロクロ調整を行わない丸底の杯である。外面には体部と底部の境に明瞭な段があり、内面にもそれと対応する位置にかすかなくぼみが観察できる。体部上半はわずかに内湾している。粘土紐巻き上げ成形の後、外面口縁部と体部をヨコナデ、底部を手持ちヘラケズリし、内面は全面をヘラミガキして黒色処理したものである。このような杯は、東北地方南半部の土器型式にあてはめると、栗囲（くりがこい）式よりは新しい要素をもっており、外面調整としてヘラミガキやヘラケズリが多用される国分寺下層式よりは明らかに古い要素が認められるものであり、以前より「一つの型式を成り立たしめるものであるかもしれない」[4]とされているものである。このような特徴を持つ土器に対しては、栗囲式か国分寺下層式のいずれかに含ませて理解する考えがあるが未だ統一的な見解は示されていない。加藤道男氏は「宮城県における土師器研究の現状」[5]で「七世紀末から八世紀前半の土器」として栗囲式と国分寺下層式の間に位置付けている。

この杯と同様の特徴をもつ資料は、多賀城跡坂下地区（第四十五次調査）SI一四三二竪穴住居跡[6]や外郭東門地区（第五十三・五十四次調査）SI一七九一竪穴住居跡[7]などから出土している。この内、SI一七九一は政庁跡第Ⅰ期に対応する外郭東辺築地の造営に際して埋められた住居跡である。年代は、多賀城の創建年代やそれより一時期古いとされる郡山遺跡Ⅱ期官衙最終段階の土器群との関係から八世紀前葉頃とされている。[8]SI一七九一から出土した杯の大部分は有段の杯であり、口縁部が外傾するもの（図11　1～3）と口縁部が内湾するもの（図11　6～9）がみられる。SK五四二二出土の杯は、そのうちの前者よりは体部と底部との境が明瞭な点に新しい様相が窺われ、器形はおおよそ類似するものの外面の段や内面のくぼみが明瞭な点で後者よりは古い要素が認められる。基本的にSK五四二二出土の杯はSI一七九一出土土器と同じ範疇でとらえることが可能である。

図9　4号文書出土状況
漆紙文書の多くは、フタ紙として用いられた後に器からはずされ、折りたたまれて廃棄されている。本例は何らかの事情により、パレットに転用された土師器ごと捨てられたものであろう。

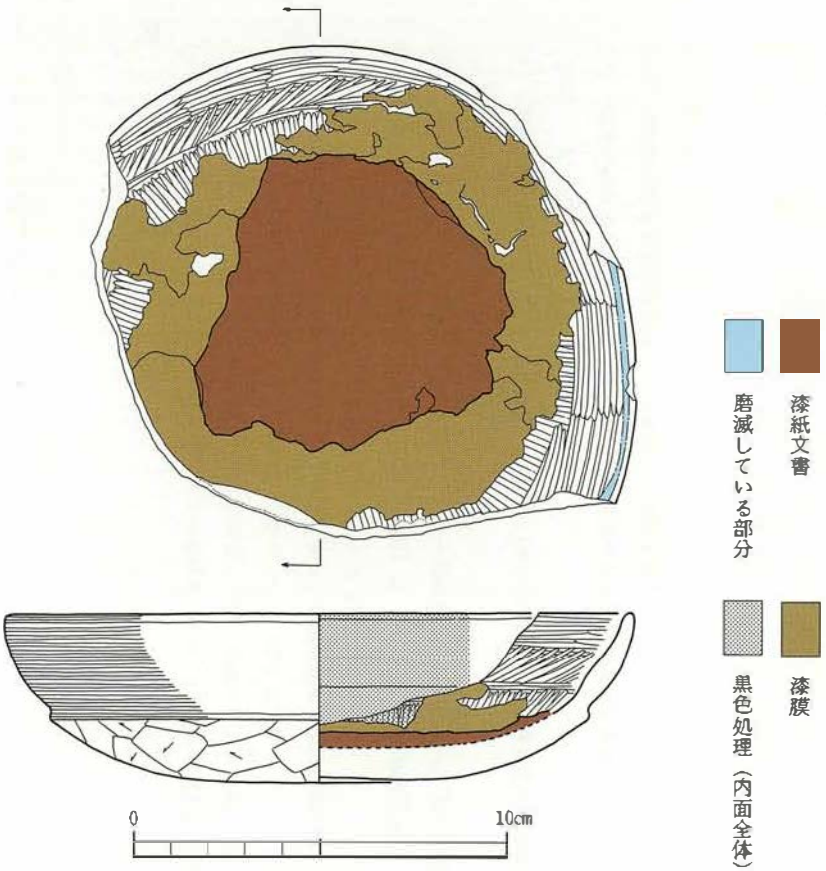

図10　4号文書が付着した土師器杯
この杯は口縁部の一部が磨滅している。パレットとして使用された際に生じた使用痕かと考えられる。

多賀城の創建年代から導きだされたSI一七九一の年代と同様に八世紀前葉頃とする年代観は妥当であろう。さらに、次章以下で詳細に述べられているが、SK五四二二出土の杯に付着した漆紙文書の一次文書は養老五年（七二一）以前の様式である。このことから、文書の付着した杯に対しても七二一年を前後する年代を想定できる。この杯は、多賀城跡

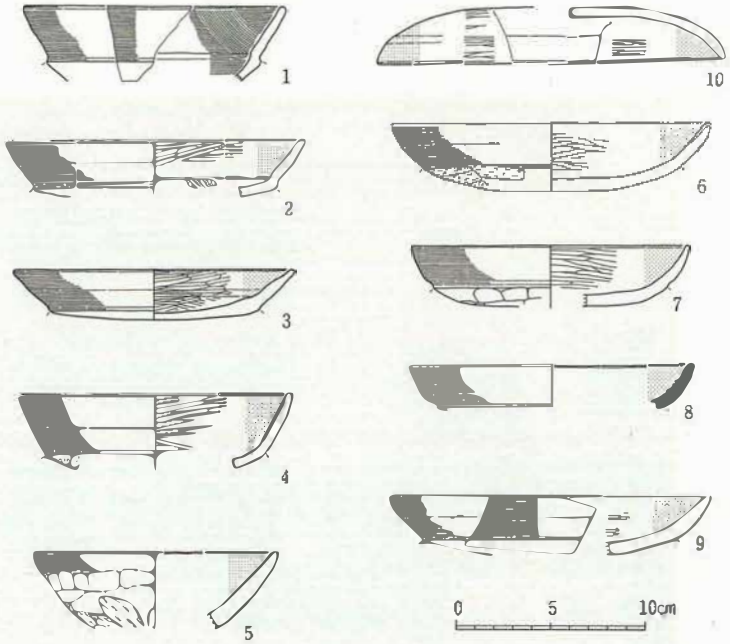

図11　多賀城跡ＳＩ1791竪穴住居跡から出土した土師器

土器はすべて破片であるが、さいわい特徴的な部分はよく残っている。多賀城の外郭東辺造営直前のものであり、８世紀前葉の年代が与えられている。

ＳＩ一七九一出土資料など八世紀前葉頃とされる土器に対しても実年代の一端を明らかにしたと言えよう。

註

（1）松本秀明「仙台平野の沖積層と後氷期における海岸線の変化」『地理学評論』第五十四巻第二号　一九八一所収『仙台平野の微地形分布（北部）』を参照。なお、同論文中で後背湿地とされている砂押川沿いも、発掘調査の結果その一部は自然堤防であったことが判明している。

（2）多賀城市埋蔵文化財調査センター『山王遺跡―第十二次調査概報（仙塩道路建設に伴う八幡地区調査）―』多賀城市文化財調査報告書第三十集　一九九二

（3）白鳥良一「多賀城跡出土土器の変遷」『研究紀要』Ⅶ　宮城県多賀城跡調査研究所　一九八〇

（4）桑原滋郎「東北地方北部および北海道の所謂第Ⅰ型式の土師器について」『考古学雑誌』第六十一巻第四号　一九七六

（5）加藤道男「宮城県における土師器研究の現状」『考古学論叢Ⅱ』芹沢長介先生還暦記念論文集刊行会　一九八九

（6）宮城県多賀城跡調査研究所『多賀城跡』宮城県多賀城跡調査研究所年報一九八四　一九八五

（7）宮城県多賀城跡調査研究所『多賀城跡』宮城県多賀城跡調査研究所年報一九八八　一九八九

（8）註（7）に同じ

第12図　3号文書

二、出土した漆紙文書について

三号文書

一、形　状

本漆紙は、二層に重なり、さらに小断片が散乱した状態で出土した。出土状況を記録した写真を参考にしてそれぞれの層の断片を接合した上で、二層の重なり方の位置関係から考えて、一枚のフタ紙を漆付着面を内側にして大きく二つ折りし、さらにその折り目の端を何度か小さく折って廃棄されていたと推測でき、直径約二五センチメートルのフタ紙に復原することができた。文字はフタ紙のオモテ面に検出された。出土状況を記録した写真は、断片接合や形状復原に際しての重要な参考資料となるため、今後も各遺跡での発掘作業の過程では、漆紙を取り上げる前に、断片の散乱状況を記録したスケールを入れた原色に近い写真を撮影しておくことが望まれる。

なお、文字を正位に見た際の文書面左下隅が直線的に斜めに切り落とされており、フタ紙としての使用後に切り落とされたものであろう。また、二つ折り状態の下層側には、オモテ面に部分的に木目の痕跡があり、漆が乾く前に木片に接していたことも考えられる。これらの点は、漆紙が廃棄されるまでの過程を考える上で、今後の検討課題となるであろう。紙背文書の存在については一部確認できるが、現段階では未調査である。

〔巻末に実大の赤外線テレビ写真・見取り図を掲載〕

二、釈　文

小子
年□歳
少
年伍拾歳
正丁
陸拾伍歳
老女　上件十口従白麻呂□

縮尺約¼

縮尺約¼

図13　文字瓦(宮城県田尻町木戸瓦窯跡)
「□郡仲村郷他辺里長
二百長丈部呰人」

図14　木簡（多賀城跡・第44次調査出土第29号）
「　　年□九左頬黒子
丈部大麻呂
陽日郷川合里　」

文字瓦は多賀城創建期に属するもの、木簡も多賀城創建期に伴う政庁南面道路の石組暗渠裏込め土から出土した。いずれも郷里制施行下の遺物であり、多賀城の創建年代を示す考古学的資料として貴重なものである。

口壹拾不□　口　男一番老　二緑児　一小子　口陸女
課見半輸　正丁
財部小里年伍　伍歳　正丁　課戸
妻財部古祢賣年伍拾肆歳　丁　妻
男財部得麻呂年貳拾玖歳　丁　割附驛家里戸主丈部祢麻呂為戸
男財部真得年貳拾伍歳　丁
女財部得刀自賣年拾伍歳
女財部真得賣年拾貳□
□□□貳

三、内　容

正倉院文書および近年出土の漆紙文書に見られる種々の帳簿の例に照らしてみると、本文書は、

① 戸の内訳の統計的記載
② 戸主以下の名前・年齢等を記した歴名記載
③ 年度内の異動事由を記した別項記載

の三つに該当する部分が見られることから判断して、計帳とみて問題はない。計帳は、戸籍と並んで、古代の律令政府が人民を掌握するために作成した文書である。戸籍が六年ごとに作られ、班田収授を行ったり氏姓を正したりする原簿とされたのに対し、計帳は課役（調・庸・雑徭など）を徴発するための台帳とされ、毎年作成された。

本計帳は、一三行分が残存している。

本計帳の年代については、九行目下部の注記部分に見える「驛家里（うまやのさと）」の記載から、郡里制（七〇一～七一四年）及び郷里制（七一五～七四〇年）の下でのものとみなすことができる。すなわち、本計帳は天平十二年（七四〇）以前の計帳と考えてよいであろう。

現存の一～四行目は、いわゆる戸の増益（戸内の口数の増加）や減損（口数の減少）に

図15　3号文書見取図

関わる別項記載とみられる。四行目下部に見られる「上件十二口従白麻呂」は、四行目以前に列挙された十二人が白麻呂に従って共に移ったことを意味している。ただし、増益と減損のどちらであるかは、この部分のみからでは両様の可能性が残る。当初は「十口」として口数を誤って記してしまったために、後に「十」の右下に「二」を追記して訂正している。「白麻呂」の次の文字は、それまでの文字に比べて墨色も薄く、文字もやや大きいため、作成後の何らかの記入の痕跡の可能性もあり、内容としては「上件十二口従白麻呂」までで完結しているとも考えられる。

五～六行目は、課・不課の口数とその内訳についての統計的記載で、復原すると次のようになるであろう。

□□口壹拾不課　口肆男一耆老　二緑児　一小子　口陸女

口□課見半輸□正丁

※五行目の書き出し位置は、六行目に合わせて想定。

※六行目は、割り書き「正丁」の上を字配りからみて一文字と判断し、「課」の上は数字一文字、またその上には書式からみて「口」の字があるものと想定した。

この内容を模式的に示すと、次のようになる。

- 不課口10人
  - 男4人
    - 耆老（66歳以上）1人
    - 小子（4～16歳）1人
    - 緑児（1～3歳）2人
  - 女6人
- 課口？人（半輸）
  - 正丁（21～60歳）？人

口数の総計は、欠損部分に記されていた可能性が考えられる。

七行目以下は、戸主以下の歴名記載である。七行目の人物は戸主にあたり、最上の界線

籍帳名	損	益
和銅元年（七〇八）陸奥国戸口損益帳	移出 移往 嫁出往	移来
神亀三年（七二六）山背国愛宕郡出雲郷雲上里計帳	割附	
神亀三年（七二六）山背国愛宕郡出雲郷雲下里計帳		割来附
天平四年（七三二）山背国愛宕郡郷里未詳計帳		来附
天平五年（七三三）右京計帳		来附
天平五年（七三三）右京戸口損益帳	割附	割来
延喜二年（九〇二）阿波国板野郡田上郷戸籍	割去	割来
延喜八年（九〇八）周防国玖珂郡玖珂郷戸籍	割往	割来
長徳二年（九九八）国郡郷未詳戸籍	割往	割来

表1　現存籍帳類の損・益表現にみる転出・転入の用語例

の位置とこの行の字配りから考えて、他の行よりも一段高い位置から「戸主財部小里年伍拾伍歳　正丁課戸」と書かれていたと考えられる。また、八～一二行目によって、この戸の他の構成員として妻と子供四人（男二人、女二人）が確認できる。

以上の三つの部分の関係については、別項記載は歴名記載の後に記されるべきものと考えられるので、一～四行目と七行目以下とは別々の戸についてのものであろう。しかし、五～六行目の統計的記載については、問題が残る。

正倉院文書中の計帳では、戸の内訳の統計的記載は各戸の歴名記載の前に記した場合しか見られないが、その場合には各戸の冒頭に「戸主某戸」のように必ず戸主の名前を記している。本計帳では、五行目上部が欠損しているためこの点を確認できない。仮にこの欠損部分に「戸主財部小里戸」とあり、七行目以下の戸の冒頭部分であったとすると、統計的記載との間を改行することなく続けていることになり、また口数の統計も記していないことになる。こうした書式は他の例には見られない。この点を踏まえるならば、本計帳の場合には、別項記載のさらに後の末尾に統計的記載を配置した書式であることも考えられる。従って、五～六行目については、七行目以下の戸の冒頭の部分である可能性と、四行目以前の戸の末尾部分である可能性の両様を考えておく必要があるだろう。

本計帳で最も注目すべき点は、九行目下段の注記「割附驛家里戸主丈部祢麻呂為戸」である。「割附（わりふす）」の語については、これが本計帳の戸からの転出なのか、それともこの戸への転入なのか、他の籍帳類の用例と比較して意味を考える必要がある（表1）。

いわゆる陸奥国戸口損益帳（和銅元年（七〇八）、図23）では、損の例として「移出」「移往」「嫁出往」の語があり、益の例として「移来」の語がある。「出」「往」や「来」といった用字があれば、それぞれが損と益のどちらを示すものかは容易に判断できよう。周防国玖珂郡玖珂郷戸籍（延喜八年、九〇八）では、損の例として「割往」、益の例として「割来」が使われている。「割」は損益いずれの場合にも使われうる用字ということができよう。ここで注目すべき例は、山背国愛宕郡出雲郷計帳（神亀三年（七二六）、正倉院文書・正集一

図16　山背国愛宕郡出雲郷計帳
末尾に転出した旨の記載がみえる。

二、図16）の次の記載である。

「右七人、割来附余戸郷戸主宍人荒海戸口」　（『大日本古文書』一―三六一頁）

「右人、割附大野郷戸主服部連阿閇戸、随夫」　（『大日本古文書』一―三八〇頁）

一例目は七人が当該戸に転入したことを、二例目は夫に随って当該戸から転出したことを示している。出雲郷計帳では、「割来附」が益を示しているのに対して、「割附」は損を示す用語である。「出」「往」が記されていない場合でも、単なる「割附」で損を示すものと考えることが可能であろう。こうした例からみて、「割附」は、財部得麻呂が本計帳の財部小里の戸から割かれて駅家里の戸主丈部祢麻呂の戸に附されたことを示すと考えられよう。そして、戸の編成の上では、駅家里に移されたという事実が重要な意義を有しているのである。

近年の研究によれば、駅戸編成の大きな特色として駅家そのものを本貫として集団的に編成される点が挙げられ、その編成は人為的・可変的なもので政策的な規制力が強く、駅戸集団の駅子数の増減に応じた造籍年ごとの再編成が律令制施行当初以来繰り返されていた可能性が高いこと、また駅戸集団の設定には強制的移住を伴う場合が少なくなかったと考えられることが指摘されている（永田英明「駅家経営の特質について」『古代交通研究』第二号、一九九三年六月）。このような駅戸編成についての見解は、従来知られていた文献史料及び戸の編成原理の援用から導き出されたものであるが、本計帳の「割附駅家里戸主丈部祢麻呂為戸」の記載は、駅戸が人為的に編成されたことを示す新たな史料と言ってよいであろう。しかも、割附された人物が二十九才で正丁である点も、駅子とされたと考えて矛盾はない。なお、この九行目には、人名・年齢を記した部分と「割附」以下の注記部分との間に墨による合点が見られ、何らかの他の帳簿との照合の痕跡とも考えられる。

以上のような考察を踏まえ、可能な範囲で本計帳の記載を想定復原すれば、次のようになる。

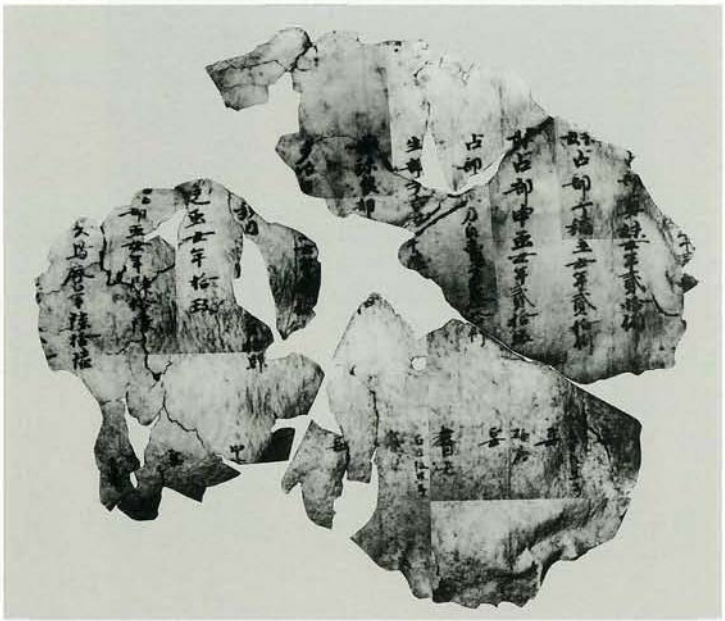

縮尺約½

図17　計帳（鹿の子C遺跡出土第95号漆紙文書）
統計的部分を伴わない歴名部分。この様式のものが各郡家で纒められ、国府へ送られる。

□□　小子
□□年□歳　少□
□□年伍拾歳　正丁
□□陸拾伍歳　老　女上件十二口従白麻呂□
□□口壹拾不課　口肆男一　一香老　二緑児　小子　口陸女
□□課見半輸□正丁
戸主財部小里年伍拾伍歳　正丁　課　戸
妻財部古祢賣年伍拾肆歳　丁　妻
男財部得麻呂年貳拾玖歳　正　丁割附驛家里戸主丈部祢麻呂為戸
男財部真得年貳拾伍歳　正　丁
女財部得刀自賣年拾伍歳　□□
女財部真得賣年拾貳歳　□□
□□貳□□　□□

※一～四行目の書き出し位置は、界線・字配りから想定。
※五～六行目については先述。
※一一・一二行目の年齢区分は、一応妻妾の場合を考慮して「□□」とした。
※一三行目も想定による。

計帳は、一国ごとの戸数・口数に関する統計的文書（「目録」）と、戸口歴名文書（「歴名」）の両者から成り立つものであり、後者の戸口歴名文書にはさらに二つの段階が想定される。まず第一段階は、正倉院文書中の近江国計帳と鹿の子C遺跡出土の計帳（第九五号漆紙文書、図17）の例のように、統計的部分を伴わない歴名部分のみのもの（計帳手実）で、各郡家で取り纒めて国府へ上申された。第二段階は、国府において、それぞれの歴名を浄書するとともに統計的部分と別項記載を付記したものが作成される。これが国府に備えられる計帳歴名となる（平川南『漆紙文書の研究』総論第四章、一九八九年七月、吉川弘文館）。

図18　計帳断簡（多賀城跡・第21次調査出土第96号漆紙文書）
白線は統計部分記載にあたっての基準となる横墨界線の位置を示している。この存在によって本計帳が国府に備え置かれた計帳歴名であることが判明した。

縮尺約½

本計帳は歴名であるが、これが二段階のどちらにあたるものかという点も重要である。

本計帳との比較に有益な例としては、多賀城跡出土計帳断簡（第九六号漆紙文書、図18）があり、この計帳の場合には、界線の様式が統計部分の存在を示していたことから、国府の書生によって浄書された、国府に備え置かれた計帳歴名と判断された。すなわち、横界線が紙面上部の人名を列記した部分の中ほどの位置に一本あり、これが計帳首部の統計部分の項目に合わせて引かれた横界線のうちの一本と考えられる。この計帳には記載内容に別項部分が見られ、また書体も真書（楷書体）であった。

本計帳の場合にも、現状で確認できる横界線のうち、上から三本目のものは人名列記部分を横切る形で引かれており、これは統計的記載や別項記載に伴うものと考えられる。また、戸口数異動についての別項記載とみられる部分を備えていること、書体が整った真書（楷書体）であること、数字が大字（壹・貳など）であることなどから推して、国府で浄書された計帳歴名とみなすことができる。

四号文書

一、形　状

本漆紙は、土師器に付着した状態のまま出土した。残存部分は、長径八・八センチメートル、短径八・四センチメートルであり、オモテ面に十二文字を確認できる。墨痕の残り具合は良好である。

また、行間部分にもわずかに薄く墨痕が確認できることから、漆付着面にも文書が存在することが推測された。しかも、オモテ面の文書の墨痕の残存が良好な状態であることから推して、漆付着面の文書は風化せず完全な形で遺存しているとみられた。

こうした場合の漆付着面の文字の検出方法は、漆が硬質でしかもこれの溶剤がないことから、漆紙の表面をグラインダーなどを用いて薄く削り取り、透けて見える墨痕を左文字として確認する以外にはない。本漆紙の場合も、オモテ面の墨痕を削らないよう、オモテ

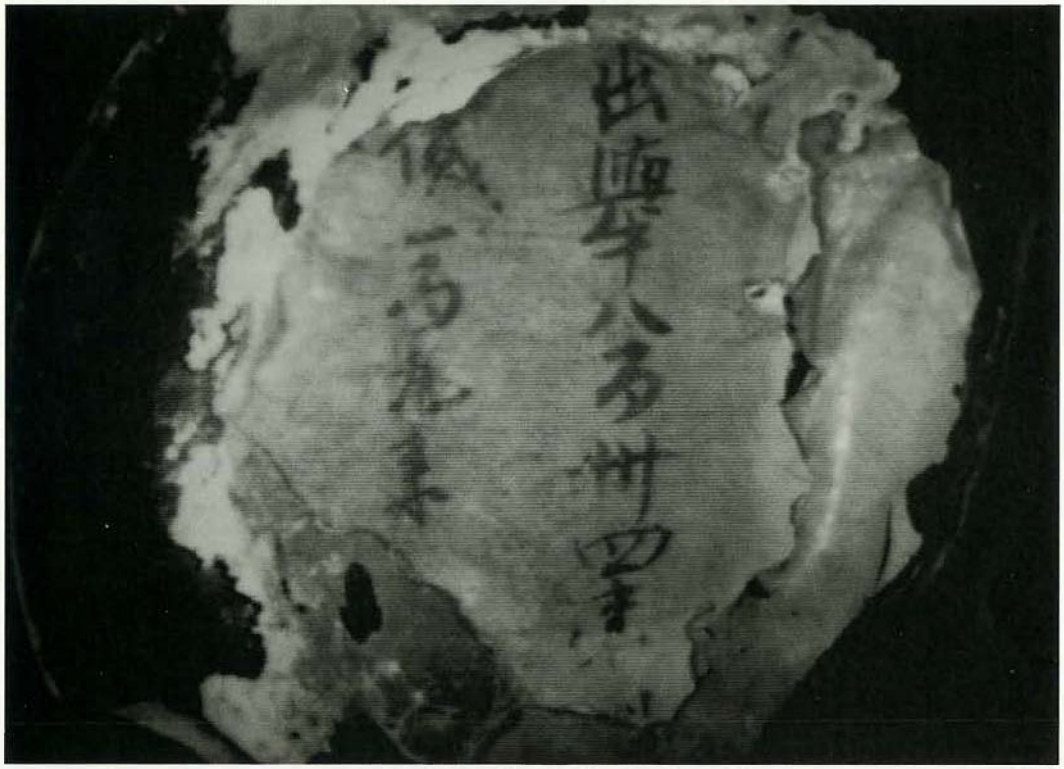

図19　4号文書赤外線テレビ写真（オモテ面）　縮尺½

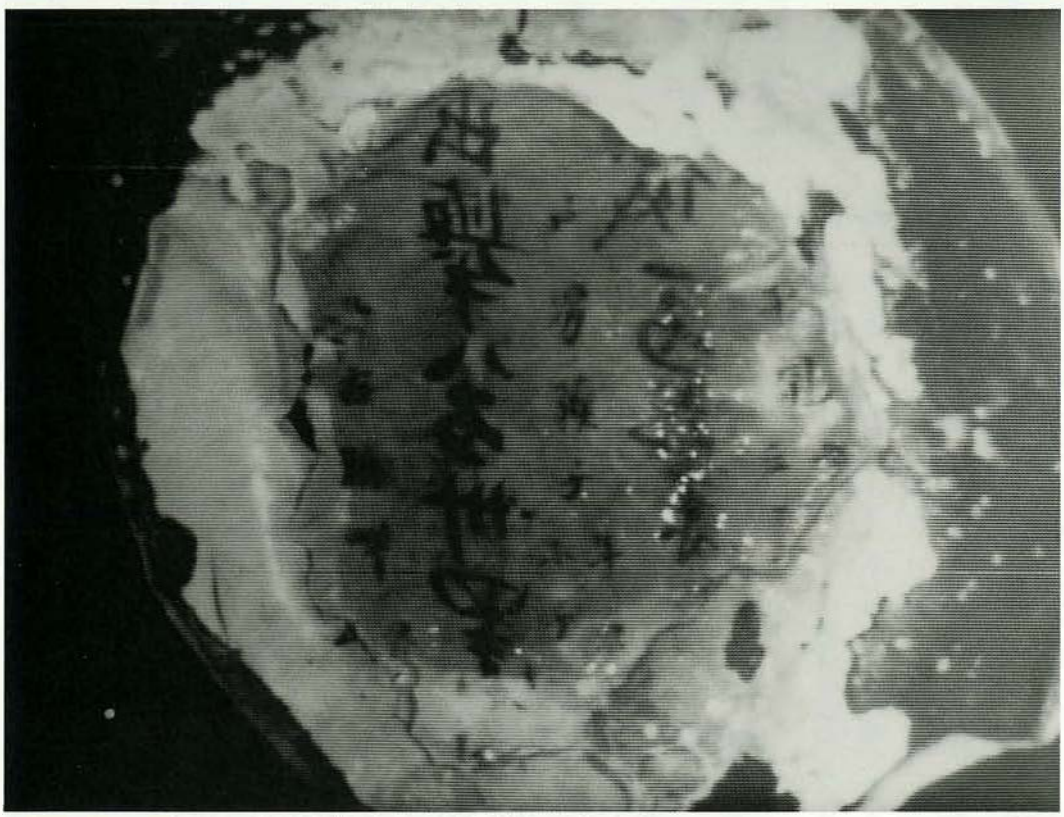

図20　4号文書赤外線テレビ写真（漆付着面・裏焼）　縮尺½
　オモテ面の行間をグラインダーで削り取ると、漆付着面に書かれた一次文書が左文字（写真は裏焼きで正位文字となっている）で現れた。

図21　4号文書と土師器杯

杯の内面には漆液とみられる薄い膜が残存しており、漆紙はその上を覆って杯に密着している。漆塗りの作業におけるパレットとフタ紙のありかたを示す好資料である。

面の文書の行間のみに限ってグラインダーで削り取っていくと、実に鮮やかに漆付着面の文書が左文字で表出してきた。ただし、界線の有無については確認できなかった。なお、この作業を行うことにより原状が変更されることになるが、作業以前の状態を写真によって記録し、また削り取る作業過程は赤外線テレビカメラの画像をビデオテープに記録した。

新たに表出した文書は、書体が楷書体で一文字の大きさは方約〇・八センチメートル、行間も一・五～一・六センチメートルと小さく、帳簿類と判断できる。オモテ面の文書が行書体に近く、文字の大きさが方約一・四センチメートル、行間約三センチメートルであることと比較すると、現状での漆付着面に書かれている左文字の文書が一次文書であり、オモテ面の文書は二次文書とみることができる。

なお、本漆紙の付着している土師器は、八世紀前葉の多賀城創建期（養老～神亀頃、七一七～七二九年）に相当する時期のものである。

釈　文

［オモテ面］

出挙八百卅四束

□貸一百九束

［漆付着面］

形見年
正丁
□貳課見輸
戸男獲子年五
小子
戸叔父那年□□六
養老
戸女古祢咩年
□

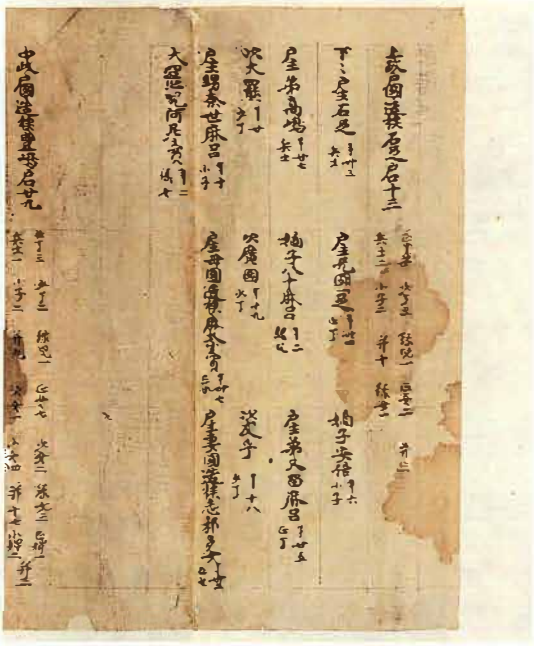

図22　御野国味蜂間郡春部里戸籍

三、内　容

一次文書は次のような記載となっている。

一行目　課口（正丁）の歴名
（「人名（姓を記さない）」＋［年齢・年齢区分（割書）］）

二行目　課見輸の口数集計

三～五行目　不課口（小子・耆老・女性）の歴名
（「戸」＋［続柄（男・叔父・女）］
＋［人名（姓を記さない）］＋［年齢・年齢区分（割書）］）

これを見ると、

① 課・不課の別の記載とその集計

② 人名と年齢および年齢区分

を記しており、これらの二つの要素が見られることから、一応計帳様文書とみなすのが穏当であろう。

しかし、次の点は、八世紀前半の現存戸籍・計帳の類例の中では注目すべき特徴といえよう。

A　歴名記載について「戸」＋［続柄］＋［人名］＋［年齢・年齢区分（割書）］とし、人名に姓を記さないこと。

B　課口と不課口の歴名を分けて記し、それぞれの末尾に集計を記すこと。

C　不課口の歴名内の戸口配列は男女の順になっていること。

このうちBについては他に例をみないが、次に掲げる多賀城跡出土第九六号漆紙文書（図18）の計帳断簡別項部分との関連性も考えられよう。

□〔得カ〕戸別項
□口一人
□〔田カ〕部継刀自賣年廿□〔六カ〕

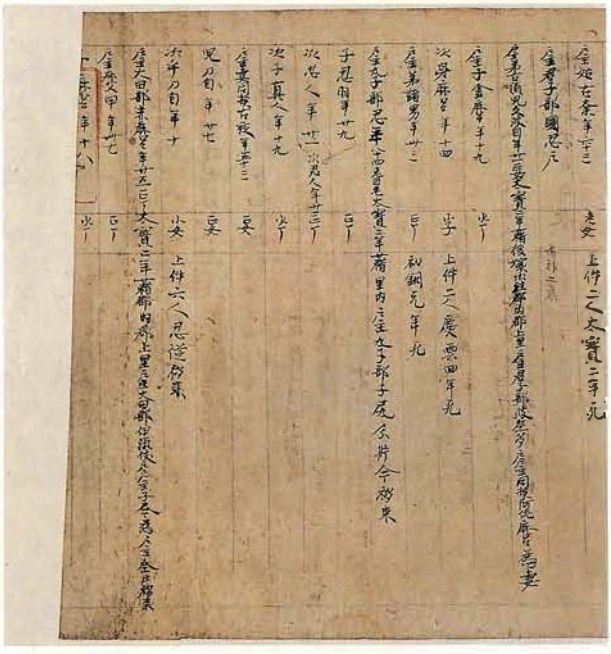

図23　陸奥国戸口損益帳

ここでは女性一名だけが対象であるために記述は詳しくないが、課口・不課口ごとに人名を列記し集計する（この例では集計は人名列記の冒頭となっている）書式とも考えられる点に類似性が見られる。A、Cについては、似た例として大宝二年（七〇二）御野国戸籍、和銅元年（七〇八）陸奥国戸口損益帳がある。

○大宝二年御野国味蜂間郡春部里戸籍

上政戸國造族石足戸口十三　正丁二　少丁三　緑児一　正女二　并三
兵士二　小子二　并十　緑女一
下ゝ戸主石足年卅三　兵士　戸主兄國足年卅四　正丁　嫡子安倍年六　小子
戸主弟高嶋年卅七　兵士　嫡子八十麻呂年二　緑児　戸主弟久留麻呂年卅五　正丁
次大熊年卅　小丁　次廣國年十九　少丁　次友乎年十八　少丁
戸主甥奈世麻呂年十　小子　戸主母國造族麻奈賣年卅七　正女　戸主妻國造族志祁多女年卅二　正女
大隅児阿尼賣年二　緑女

（正倉院文書・続修四、『大日本古文書』一―一、図22）

○和銅元年陸奥国戸口損益帳

戸主丸子部忍年八十四　耆老　太寶二年籍里内戸主丸子部子尻分折今移来
子忍羽年卅九　正丁
次忍人年卅一「次忍人年卅一」　正丁
次子真人年十九　少丁
戸主妻同族古夜年五十三　正女
児刀自年卅七　正女
次乎刀自年十　小女　上件六人忍従移来
戸主大田部赤麻呂年卅五　正丁　太寶二年籍郡内郡上里戸主大田部伊須伎戸主子今為戸主全戸移来
戸主叔父甲　年卅七　正丁
子麻呂年十八　少丁

（正倉院文書・正集二六、『大日本古文書』一―三〇七～三〇八、図23）

図24　政庁と政庁南面道路（多賀城跡）

図25　石組暗渠（多賀城跡・第44次調査）
政庁と南門を結ぶ道路の下に設けられた。
多賀城創建期のものである。

これらはいずれも

A′　歴名記載について、「戸主」＋［続柄］＋［人名］＋［年齢・年齢区分］とし、人名が戸主と同姓の場合は姓を記さないこと。

C′　同一の戸内では男女順の記載となっていること。

という点で、本文書と類似する。

また、多賀城の中心、政庁と南門を結ぶ政庁南面道路跡の石組暗渠の裏込め土から出土した木簡群の中の第一号木簡は、本文書と深く関連する史料とみられる（平川南「多賀城の創建年代」『国立歴史民俗博物館研究報告』五〇、一九九三年二月、三六頁の釈文による）。

「□」
黒万呂姉占マ麻用賣
弟万呂母占マ小冨賣□
戸主同族□

縮尺約½

図26　木簡（多賀城跡・第44次調査出土第1号）

この木簡は単なる歴名記載ではなく、戸籍原簿から一つの戸の構成をそのまま抜書きしたものと考えられ、その書式の特色は次のようにまとめられる。

A″　歴名記載が［人名］＋［続柄］＋［人名］となっていること。

C″　男女順の戸口配列法をとっていること。

D″　「戸主同族」の記載があること。

A″・C″の二点も本文書・御野国戸籍・陸奥国戸口損益帳に類似する。D″の点は陸奥国戸口損益帳にしか見られないが、御野国戸籍には「戸主同党」という類似の記載が見られる。

以上の三点は、大宝二年（七〇二）西海道戸籍・養老五年（七二一）下総国戸籍（西海道型戸籍）とは異なる記載様式である。

○大宝二年筑前国嶋郡川辺里戸籍

戸主卜部乃母曽年肆拾玖歳　　正丁　課戸

母葛野部伊志賣年漆拾肆歳　　耆女

〔補足説明〕

多賀城跡第四十四次調査第一号木簡（戸籍抜書木簡）について

〈本文二十頁〉

多賀城跡第四十四次調査政庁南面道路跡の石組暗渠の裏込め土から出土した木簡群の廃棄年代は、その内容の検討から養老五年四月以降間もない時期と考えられ、養老五年籍以前の特徴を備えた戸籍抜書木簡（第一号木簡）は、おそらく和銅七年籍からの抜書であると想定される（詳しくは平川南「多賀城の創建年代」参照）。

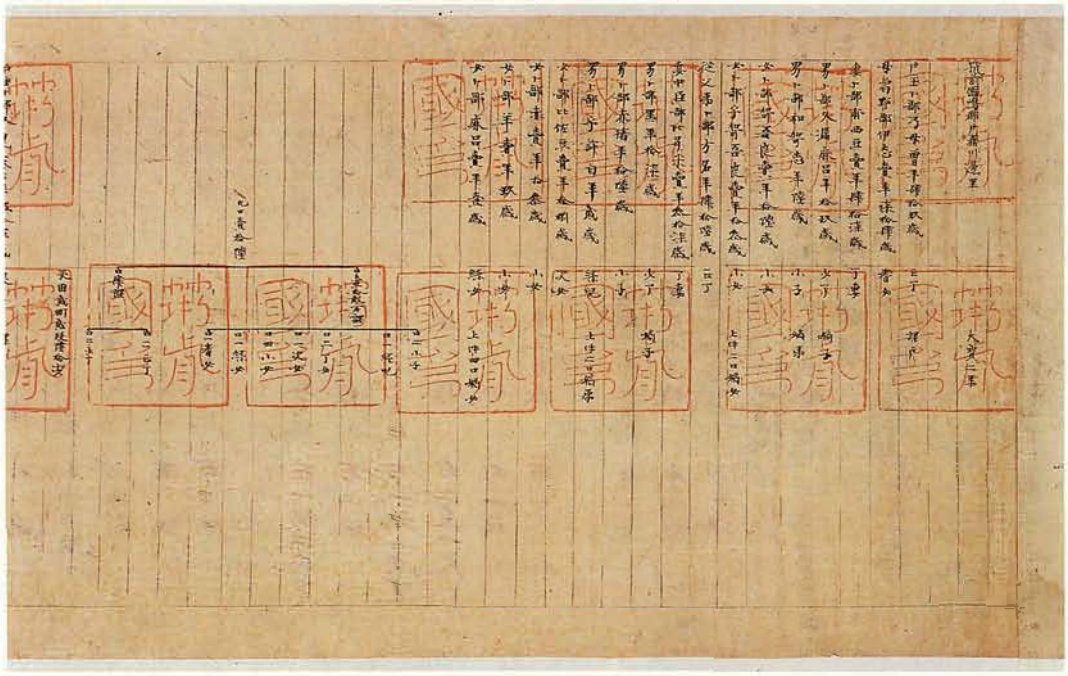

図27　筑前国嶋郡川辺里戸籍

妻卜部甫西豆賣年肆拾漆歳　丁妻
男卜部久漏麻呂年拾玖歳　少丁　嫡子
男卜部和賀志年陸歳　小子　嫡弟
女卜部賀吾良賣年拾陸歳　小女
女卜部乎賀吾良賣年拾参歳　小女　上件二口嫡女
従父弟卜部方名年肆拾陸歳　正丁
妻中臣部比多米賣年参拾漆歳　丁妻
男卜部黒年拾漆歳　少丁　嫡子
男卜部赤猪年拾陸歳　小子
男卜部乎許自年貳歳　緑児　上件二口嫡弟
女卜部比佐豆賣年拾捌歳　次女
女卜部赤賣年拾参歳　小女
女卜部羊賣年玖歳　小女
女卜部麻呂賣年壹歳　緑女　上件四口嫡女

（正倉院文書・正集三八、『大日本古文書』一―九七～九八、図27）

大宝二年籍では御野型戸籍と西海道型戸籍の両様が併存していたが、陸奥国の場合には、戸籍自体は残存しないものの、陸奥国戸口損益帳やこの木簡の存在から類推して、御野型が存在したとみることができよう。

計帳の歴名記載の場合には、現存最古の神亀元年（七二四）近江国計帳手実をはじめとして、神亀三年（七二六）山背国の各種の計帳、天平五年（七三三）右京計帳手実など、すべて西海道戸籍および下総国戸籍と同一の書式である。本文書はA・Cの特徴を有するという点で、御野型戸籍に極めて近い型式を持つ計帳様文書であり、注目すべき史料である。

また、本文書は、第三号文書と同様に楷書体で書かれ、行間も整っており、集計記載も

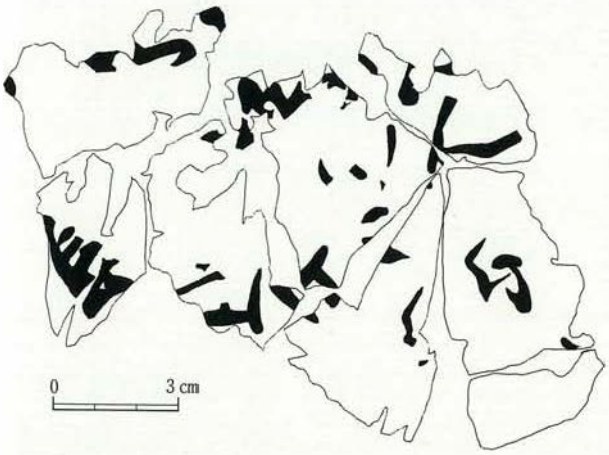

図29　5号文書見取図（釈文２）

図28　5号文書（展開前）

存することから、国府で浄書され、保管された帳簿と考えられる。

一方、オモテ面の二次文書については、二行目の「□貸」は前行の「出挙（すいこ）」との関連から「借貸（しゃくたい）」の可能性が考えられる。単位から考えれば、当然稲の出挙・借貸であろう。借貸は周知の通り、無利息で貸付けるものであるが、実際には無利息の官稲を地方役人が独占し、これを農民に利息を付けて出挙した。すなわち、借貸はその運用の末端に至って出挙に変るものとみられている。一次文書が国府に保管された計帳様文書とすれば、二次文書中の出挙・借貸も国府に関わるものかと推測される。いわゆる国司借貸は国司に対しては無利息で官稲を貸付けるが、その貸付けられた稲の処分は国司の自由に委ねられ、恐らく出挙されたであろう。なお、国司借貸制については、天平六年（七三四）に借貸の限度額が定められ（『続日本紀』同年正月丁丑条）、天平十年三月九日に至って国司借貸制が停止されている（『貞観交替式』）。しかしながら、二次文書中の出挙・借貸については、記載内容が断片的であり、現状ではその内容を明らかにすることは困難である。

五号文書

一、形　状

本文書は、出土した当初は不規則に折り畳まれた状態であった。その状態で一辺がほぼ直線状を呈していることから、折り畳まれた後に鋭利な刃物などで切断された可能性がある。

この原状を写真により記録した後、折り目の切開作業を行った。この作業の結果、紙面をほぼ表出させる形に展開することができたが、細かいしわや紙の反りなどのため、完全な平面にはできなかった。また、切開及びその後の接合の結果、最終的に八断片となったが、個々の断片は折り畳まれていた際の形状に規制されて歪みが大きく、すべての断片どうしを接合させることは不可能である。従って、資料の提示の方法としては、個々の断片の写真をおおよその位置関係によって並べることとした。

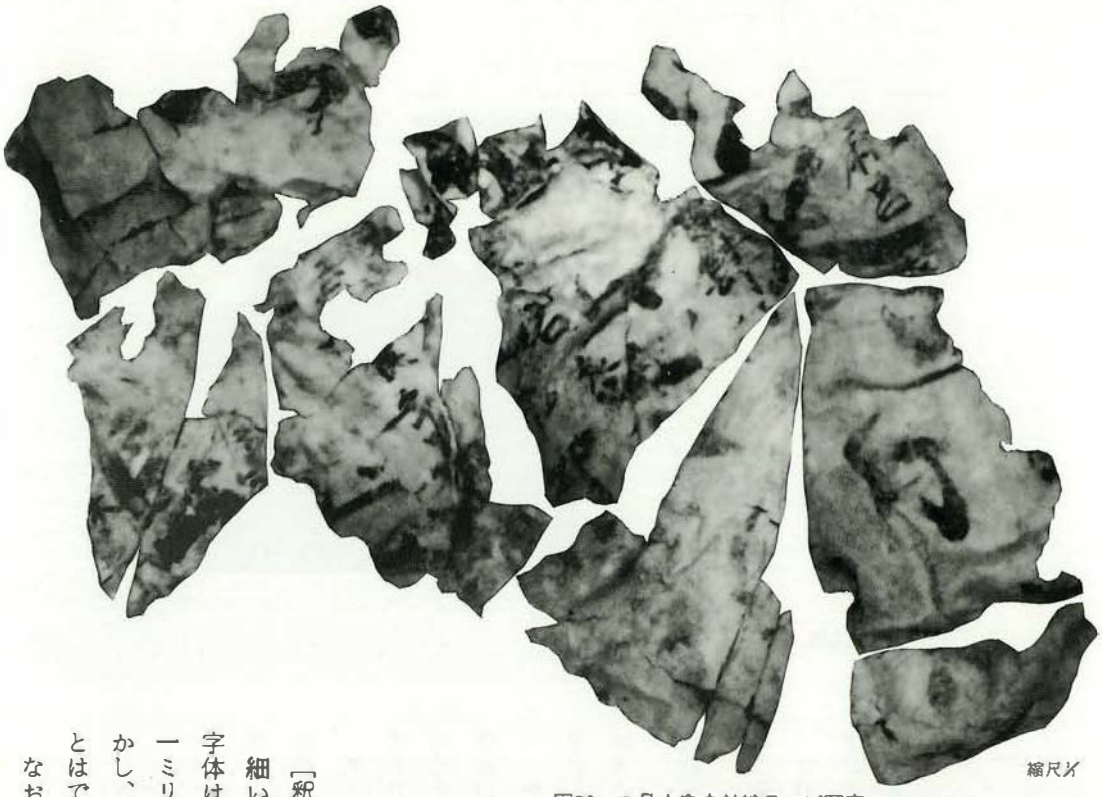

図30　5号文書赤外線テレビ写真

こうした形態の上での制約もあり、また人為的に切断されている可能性もあることから、本来のフダ紙としての大きさを推定することは困難であるが、現存の断片はほぼ一五センチメートル×一〇センチメートルの範囲に収まる。

二、釈　文

墨痕は、漆紙のオモテ面（漆の付着していない面）に二種類のものを確認できる（以下、釈文1・釈文2と称する）。紙背は漆が付着しているため、墨痕の存否は確認できない。

［釈文1］

麻呂参
□□肆□
□□参
吉□侯部
侯□
木□

［釈文2］

「人」「□」など、墨痕多数あり。

三、内　容

［釈文1］

細い筆致で小さく（方約七～一〇ミリメートル）書かれた文字群で、六行確認できる。字体は楷書、数字は大字で書かれている。界線は現状では認められない。行間は一九～二一ミリメートルである。記載内容は［人名］＋［数量］を列記した帳簿類と考えられる。しかし、下半分の残存状況が悪く、数量の単位は不明であり、帳簿の性格を明らかにすることはできない。

なお、人名に見られる「吉□侯部」は「吉美侯部」あるいは「吉弥侯部」と推定される。

図31　6号文書（展開前）

「キミコベ」の表記については、「君子部」が「吉美侯部」に改められたのは天平勝宝九歳（＝天平宝字元年、七五三）三月乙亥（『続日本紀』）であるから、本文書はこれ以降に書かれたものと判断できる。

［釈文2］

釈文1と同一面に太い筆致で大きく（「人」字で方約三センチメートル）書かれた文字群である。墨痕はまんべんなく存するが、文字として認識できるのは少数である。また、行を揃えて記しているわけでもない（図29）。

釈文1との先後関係は、正式の帳簿やその控えが書かれた後に比較的雑な文字が書き加えられるのを通例とすれば、楷書で行が揃った釈文1が書かれた後に釈文2が書かれたものであろう。両者の内容上の関係は不明であるが、釈文2が釈文1の行を意識しておらず、墨痕が重なっている部分もあることからみて、釈文1の帳簿に関連した追記とは考えにくく、釈文1の帳簿の廃棄後に記されたものであろう。釈文2の内容は不明であるが、「人」字の上の文字も「人」の可能性があり、同一文字を繰り返しているとすれば、習書の類であろうか。

六号文書

一、形　状

本漆紙は漆付着面を外側にして二つ折に畳まれており、半円の一部が欠損した形を呈していた。内側部分が漆紙のオモテ面であったため、容易に展開することができ、直径約一五センチメートルの円形が一部欠損した形に復原できる。

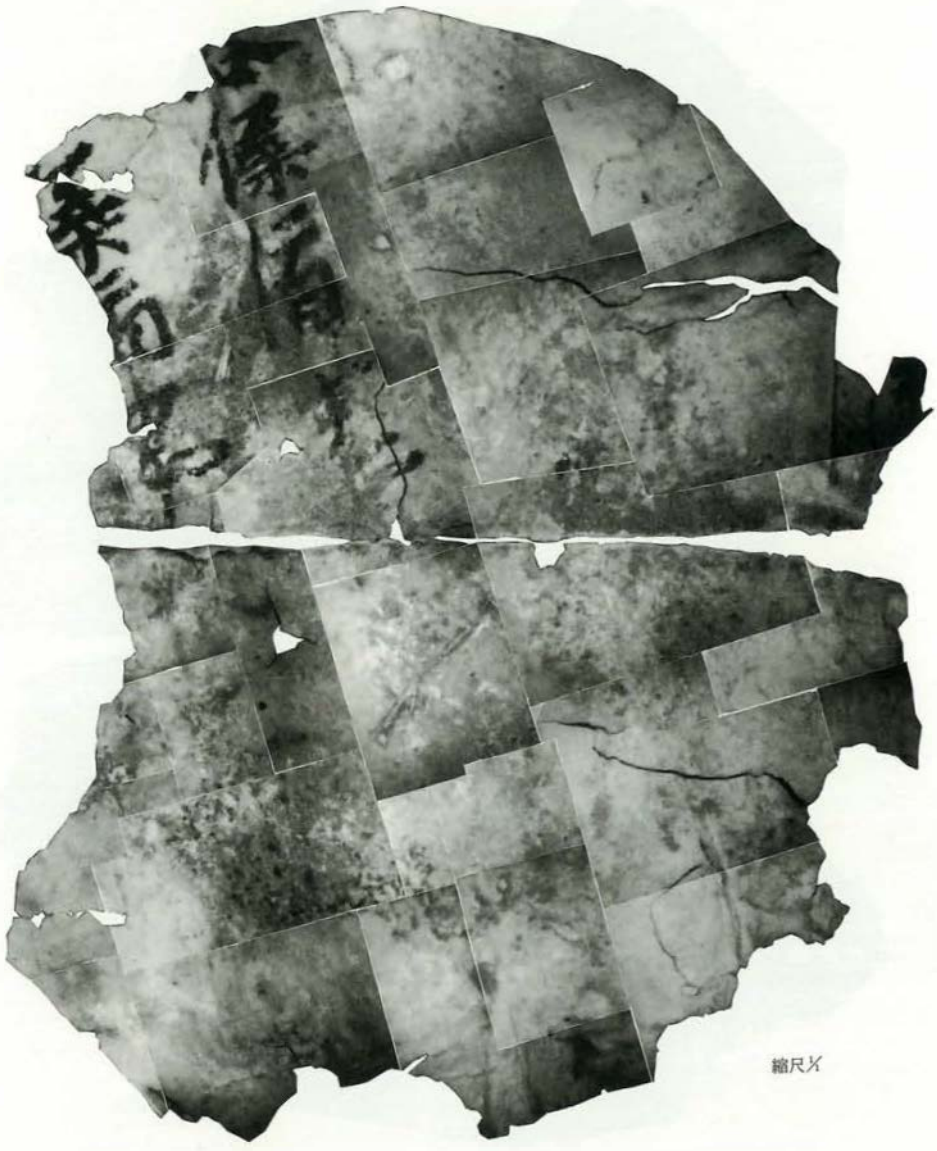

図32　6号文書オモテ面赤外線テレビ写真

二、釈　文

［オモテ面］

□□□事
□□事
［漆付着面］（天　地逆）

男□マ智足　丸子マ乙万
□□全女□□
□□

三、内　容

［オモテ面］

文字は二行分が確認できる。墨痕や筆跡は比較的はっきりしているが、「事」字以外は判読することができなかった。おそらく二行とも同じ文字を記しているものとみられる。こ

図33　6号文書漆付着面赤外線テレビ写真（天地逆）

の二行の右側や「事」字の下側は大きく空白になっている。内容は不明とせざるを得ない。

【漆付着面】

文字は四行分が確認できるが、漆の付着によって文字は読み取りにくい。漆紙自体が非常に薄い状態であり、表面を削るなどの処理は控えた。一行目と二行目の間は二行目以降に比べて広く開いている。二行目には二人の人名が列記されている。冒頭の「男」は列記された人名の区分に関わる語か、あるいはさらに前に列記されていた人名の最後の文字か。三行目も含めて、全体としての文書の性格は明らかではない。なお、文字の大きさには、ややばらつきが見られる。

【オモテ面】と【漆付着面】の先後関係は不明である。

七号文書

一、形　状

本漆紙は、漆付着面を内側にして

図34　7号文書（展開前）

二つ折りにされた状態で出土した。完全には固着していなかったため、折り畳まれた部分を展開した。展開された形状は、長径一六・五センチメートル、短径一六センチメートルのゆがんだ円形を呈しており、縁辺部には曲物の縁に沿ったとみられる漆の付着が全体に残っていた。

文字については、赤外線テレビカメラを用いて観察しても、現状では墨痕を確認できない。

三、陸奥国における戸籍・計帳の書式をめぐって

全国的な戸籍の書式については、正倉院文書中に現存する大宝二年（七〇二）戸籍の場合に、御野国のものと西海道諸国のものとで大きな相違があり、また養老五年（七二一）下総国戸籍と大宝二年西海道戸籍とでは共通している。このため、大宝二年戸籍に見られた西海道型と御野型のうち西海道型が残り、御野型は消えていったと考えられている。書式の上では、計帳の歴名記載も戸籍の影響を被ることが考えられよう。現存する計帳は、神亀元年（七二四）近江国のものが最古であるが、これを含めてすべて西海道型の書式と同一である。

史料の残り方がこのようになっている中で、美濃国以外に、御野型が存在していたことが指摘されているのが陸奥国である。陸奥国に関しては、正倉院文書の中に陸奥国戸口損益帳が残っており、これは大宝二年の戸籍を基に作成されたものであることが明らかにされている。この帳簿の書式から間接的に大宝二年陸奥国戸籍の書式を想定すれば、それは西海道型よりも御野型と共通したものと考えられる。

このように、大宝二年戸籍段階では、全国的に見て二種類の書式が混在した状況であったが、その書式が統一される契機となったのが養老五年（七二一）戸籍ではなかったかと考えられる。戸令造戸籍条には戸籍は「依式勘造」と規定されるが、実際に造籍のための式が定められたのは、『令集解』戸令応分条古記所引一云にその存在が知られる「養老五年

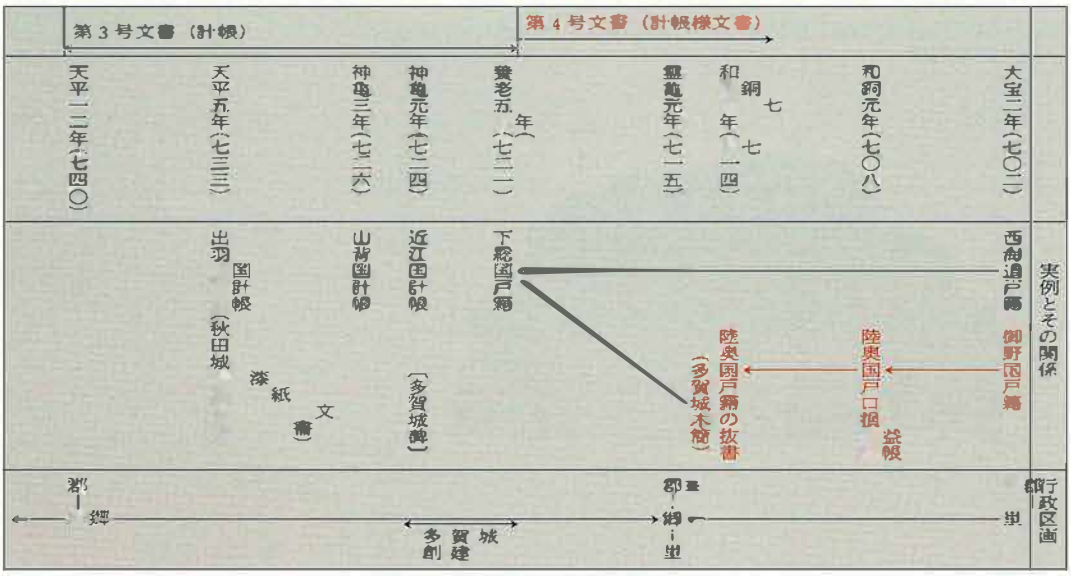

表2　籍帳様式の変遷概念図

籍式」の時点であり、これによってはじめて全国的に書式の統一がなされたと考えることができる。現在のところ、この想定と矛盾した史料は見つかっていない。

さらに先述した政庁南面道路跡石組暗渠裏込め土から出土した木簡は、御野型戸籍からの抜書きと判断できる。

以上のように考えると、陸奥国の場合には、大宝二年戸籍での御野型から養老五年戸籍以後は西海道型へと書式が移行した可能性がある（前掲、平川南「多賀城の創建年代」参照）。今回出土した文書についても、この想定にあてはめた考察を付け加えておくことにしたい。

まず三号文書であるが、この計帳の書式の場合には、御野型ではなく西海道型に入る。陸奥国に御野型だけでなく西海道型が存在した実例である。これを養老五年以降のものと考えれば、九行目下段の「駅家里」は郷里制下の里ということになる。戸口の転出先について郡名や郷名を記さず、ただ単に里名だけで済ませていることからすると、同一郷内での戸口の異動であったとも考えられよう。永田英明氏は、「ウマヤノサト」は必ずしも五十戸で編成されたとみる必要はないとの見解を述べている（前掲論文）が、本計帳の場合にも、郷ではなくその下部の里に「駅家」を設定したと考えることができる。

次に四号文書については、内容解説でも触れたように、漆付着面は計帳ないしそれに類するものと考えられるが、書式は御野型戸籍に近い。養老五年以前のものということになれば、オモテ面の二次文書との関係も興味深いが、年代について二次文書には決定的な材料はない。なお、この漆紙が付着していた土器についても、形状の項で触れたように多賀城創建期のものであり、年代は矛盾しない。

※近年鎌出元一氏は霊亀三年（七一七）説を提唱している（鎌田元一「郷里制の施行と霊亀元年式」上田正昭編『古代日本と東アジア』所収、一九九一）。

縮尺1/1

3号文書赤外線テレビ写真

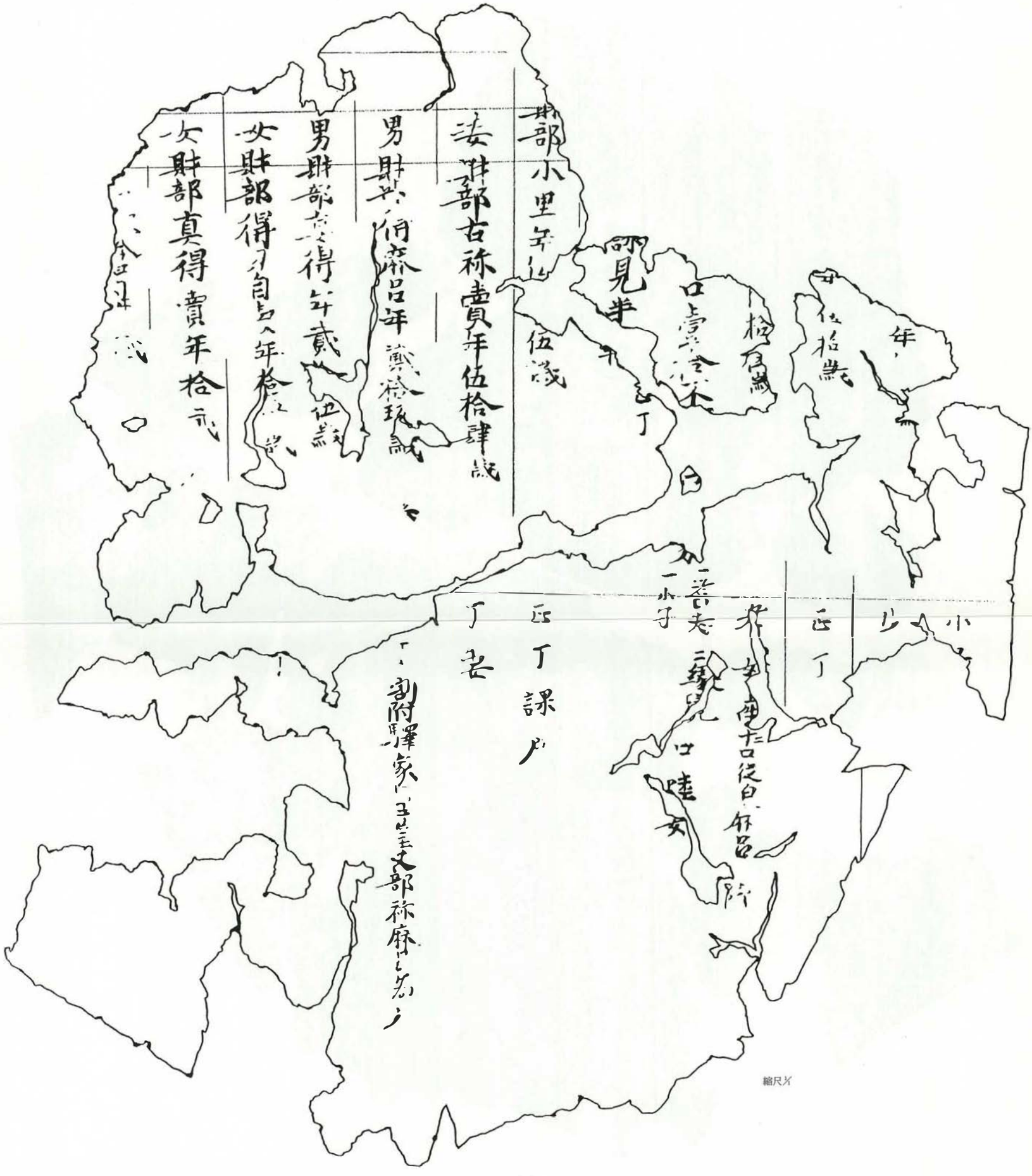

3号文書見取図

報告書抄録

ふりがな	さんのういせき
書名	山王遺跡—第17次調査—出土の漆紙文書
副書名	
シリーズ名	多賀城市文化財調査報告書
シリーズ番号	第39集
編著者名	千葉孝弥・平川　南・鎌江宏之・古尾谷知浩
編集機関	多賀城市埋蔵文化財調査センター
所在地	宮城県多賀城市中央2—27—1
発行年月日	西暦1995年3月31日

所収遺跡（ふりがな）	所在地（ふりがな）	コード 市町村	コード 遺跡番号	北緯 ″′	東経 ″′	調査期間	調査面積 m²	調査原因
山王遺跡（さんのういせき）	宮城県（みやぎけん）多賀城市（たがじょうし）南宮字八幡（なんぐうあざはちまん）	18	013	38度17分33秒	140度59分53秒	19920414〜19930129	2800	道路建設に係る確認調査及び事前調査

所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項
山王遺跡	集落跡	奈良時代	掘立柱建物 井戸 溝 河川 土壙	漆紙文書 漆器皿	漆紙文書5点をはじめ漆工房の存在を窺わせる遺物が多数出土

多賀城市文化財調査報告書第39集

山王遺跡—第17次調査—出土の漆紙文書

平成七年三月三十一日　発行

編集　多賀城市埋蔵文化財調査センター
多賀城市中央二丁目二七番一号
電話（〇二二）三六八—〇一三四

発行　多賀城市教育委員会
多賀城市中央二丁目一番一号
電話（〇二二）三六八—一一四一

印刷　今野印刷株式会社
仙台市若林区六丁の目西町四—五
電話（〇二二）二八八—六一二三